

# 環太平洋産業連関分析学会副会長選挙管理規程

2023年10月29日改訂

(目的)

第1条 本管理規程は、副会長の選挙に関する規定を定める。

(選挙の方法)

第2条 選挙権者は被選挙権者から副会長候補を運営委員会が定めた郵送あるいは電子的な方法で推薦し、その候補の中から運営委員会が副会長候補者若干名を選出する。

(選挙権及び被選挙権の確定日)

第3条 選挙を行う年度の4月1日時点の会員が、選挙権、被選挙権を有する。

(選挙権者)

第4条 環太平洋産業連関分析学会会則第5条により定められた会員のうち、選挙権を有するのは、個人正会員、学生会員、シニア会員、名誉会長、名誉会員とする。職務個人会員、海外個人会員、法人会員、参与は、選挙権を有しない。

(被選挙権者)

第5条 環太平洋産業連関分析学会会則第5条により定められた会員のうち、被選挙権者は、現職の会長、副会長、会長経験者を除いた個人正会員とする。

(選挙権者及び被選挙権者リストの作成)

第6条 選挙管理委員会は学会事務局とともに選挙権者、被選挙権者リストを作成する。

(投開票の方法)

第7条 運営委員会が定めた電子投票システムを利用し、単記投票とする。電子投票システムの利用と開票作業においては、投票者の投票の秘密を保証し、公正公明な選挙運営を行うものとする。

(選挙結果の管理)

第8条 選挙管理委員会は電子投票システムを運用する学会事務局から副会長候補者別得票データのみを電子ファイルで受け取るものとする。ただし、本規定にかかわらず、選挙管理上必要が生じた場合には、選挙管理委員会の決定に基づき、選挙管理委員長は電子投票システムを通じた投票データの全体を確認することができるものとする。

(電子投票の例外)

第9条 電子投票システムが利用できない場合など選挙管理委員会が必要とした場合、選挙管理委員会が発行する投票用紙による無記名单記投票を実施し、投票用紙を投票締切日までに学会事務局に郵送あるいは直接届けるものとする。この場合、会員による投票立会

人2人以上の立会いのもとで開票を行う。

(当選者の確定)

第10条 開票の結果、有効投票の最上位得票者を、副会長とする。得票数が同数の場合は会員年数の長い者に決定する。

(運営委員会への報告と総会での報告)

第11条 選挙管理委員会は、副会長選挙の結果を速やかに運営委員会に報告し、運営委員会は総会にて報告する。

(付則)

本規程は、2025年4月1日に施行される。